

平成31年3月29日

東久留米市教育委員会

教育部図書館長 佐藤 貴泰 殿

東久留米市立図書館協議会

委員長 安形 輝

「第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画」策定に向けた提言

東久留米市立図書館協議会は、図書館法第14条第1項の規定に基づき東久留米市立図書館協議会設置条例で設置され、同法同条第2項の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対し意見を述べる機関です。

平成30年度の図書館協議会においては、これまで定例事業として実施してきた子ども向け事業について、図書館がまとめた「平成29年度東久留米市立図書館子ども読書活動推進事業及び自己評価」（別紙）を受け、ニーズと事業内容及び読書活動や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの支援という2つの観点から、図書館協議会としての意見をまとめました。

また、「第二次 東久留米市子ども読書活動推進計画」の進捗状況及び第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の内容を検証し、「第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画」に継続すべき施策や新たに取るべき課題について、図書館や文化・教育の専門家として、また利用者や市民の立場での意見を、図書館協議会の提言としてまとめましたので報告します。

記

1. 「第二次 東久留米市子ども読書活動推進計画」の基本方針について

（1）乳幼児への取り組みの充実

- ・「乳幼児への取り組みの充実」は従来の計画で継続して指摘されてきた項目です。次期計画においても、同様の取り組みが必要であると考えます。

また、市内には図書館以外にも、親子で一緒に本に触れることのできる場所があります。小さいうちから本に親しむ意味で、このような場の周知等、活用を推進すべきと考えます。

(2)「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で

- ・学校図書館の蔵書の充実とともに、学校図書館への人的支援の充実も必要であると考えます。

学校図書館への支援は、学校と図書館が直接連携する方法だけでなく、地域に、読書に関するコミュニティを作っていく方法など、様々な手法を検討していくべきと考えます。例えば、意欲のある地域の方々がボランティアとして学校図書館を支援していただけるよう、図書館が読書活動推進に関する研修や講座を行うなど、間接的に支援する方法などが挙げられます。

- ・子どもの読書活動推進には、学校や学童保育、児童館等との連携が重要であると考えます。
- ・読書人口をすぐに増やすことは難しいですが、図書館に足を運ぶことが「本に向かうきっかけ」にも繋がることから、例えば、図書館を片づける手伝いのボランティアを募るなど、図書館に来るきっかけをつくる取り組みも必要であると考えます。

(3) 子ども読書活動応援団の構築

- ・子ども読書活動応援団は、コミュニティに繋がる活動であり評価するものです。

「第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画」においても、子ども読書応援団の一層の充実を図り、市内すべての児童生徒が、子ども読書応援団の支援を受けられるようになると良いと考えます。また、学校で読み聞かせをしている方々へのバックアップも応援団として行っていけると良いと考えます。

(4) 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み

- ・読むことが困難というハンディキャップのみでなく、学習が困難な子も含む、より広範な意味でハンディキャップサービスを捉える必要があります。

また、図書館がそれぞれの子どもにとって「学び」に向かうための場となるよう努めていきたいと考えます。

- ・2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、合理的配慮の提供が法的義務となりました。子どもたちに情報アクセスを保障するための取り組みを強める必要があると考えます。

2. 国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえた意見

- (1)「第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画」に、国全体の話盛り込むのは難しいものと考えます。むしろ、東久留米市の地域性を踏まえたものであるべきだと考えます。

- (2) 子どもは勉強や部活等で余裕がなく、国として学習状況を変えていかない限りは、子どもの読書環境を改善することは難しい状況にあると考えます。

また、子どもがスマートフォン等の携帯端末を所持している場合、読書は端末上で利用可能な刺激的なコンテンツと競合するため、日常の中で読書が習慣として根付きにくくなる状況があります。

コミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境の変化について、国は計画期間中に、情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析を行うこととしていますが、これを基に、東久留米市においても「情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響」について、把握・分析に努めていただきたいと思います。

(3) 国の調査によれば、子どもが現在あまり本を読まない理由の第1位は「他の活動で時間がなかったから」となっています。しかし、子どもが読書に使うことができる時間の確保は、一自治体の図書館が扱う課題というよりは日本社会全体の課題と言えます。また、個別の子どもの読書時間は個々の家庭の事情に大きな影響を受けるものです。まずは、日本全体の状況等も注視しつつ、一自治体の図書館としてこの課題に対して何ができるか検討が必要です。

3. 「第三次 東久留米市子ども読書活動推進計画」策定の進め方について

(1) 第二次計画策定の経緯では、委員会での検討にあたり、様々な調査や検証、関連施設への視察等を行っていました。第三次計画の策定においても、調査や検証、視察等を行いながら、検討を進めていただきたいと思います。

また、適宜、図書館協議会への報告をお願いします。